

第1回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会 議事録

- 1 審議会日時 平成30年11月7日(水)午後7時
- 2 開催場所 喜多方市役所2階大会議室
- 3 出席者等
(出席委員) 清野 正哉、大森 佳彦、石田 大介、佐藤 良平、高畑 美和、長瀬谷百合子
中川 健一、須藤 祐、高橋 友和、石山 啓之、佐川 正人、田代 新一
齋藤 義人、穴澤 仲雄、藪内 昭子、和田 典久、佐藤 義晴、江花 一成
今井 輝雄、木須 行孝、長谷川 登、五十嵐和彦、猪俣 定利、塚原 芳広
齋藤 大亮
(出席職員等)
教育長 大場 健哉 教育部長 江花 一治
教育部参事 佐藤 健志
(事務局学校教育課職員)
課長 坂口 伸 主幹兼管理主事 五十嵐博也
主幹・指導主事 武藤 幸意 補佐・指導主事 佐藤 毅
課長・指導主事 中村 豊子 課長補佐 瓜生 昭彦
- 4 次第
 - 1 開会
 - 2 あいさつ 喜多方市教育委員会教育長 大場 健哉
 - 3 会長選出
 - 4 会長職務代理者の指名
 - 5 諮問
 - 6 説明
 - (1) 小中学校適正規模適正配置の趣旨について 【別紙2】
 - (2) 本市における適正規模適正配置の取組の経緯について 【別紙3】
 - (3) 小中学校の現状について 【別紙4】
 - (4) 適正規模適正配置の取組の基本的な進め方について 【別紙5】
 - (5) 基本方針に記載する内容(項目)について 【別紙6】
 - (6) 地域説明会・アンケート調査及び意見交換会の結果について
 - ア 地域説明会の結果 【別紙7】
 - イ アンケートの結果 【別紙8-1、8-2】
 - ウ 意見交換会の結果 【別紙9-1、9-2、9-3】
 - 7 その他
次回の審議会の開催予定について
 - ・日時 平成31年2月13日(水)(予定)
 - ・会場 市役所 大会議室
 - ・内容 基本方針(案)についての審議
 - 8 閉会

5 内 容

○事務局

本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。審議会の開会に先立ちまして、委嘱状を交付させていただきます。

(以下委員全員に委嘱状交付)

それでは、これより第1回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会をはじめさせていただきます。

次に、本市教育委員会教育長 大場健哉よりご挨拶申し上げます。

○教育長

今日は、お忙しい中、審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。さて、喜多方市の小中学校の適正規模適正配置に関しましては、教育委員会といたしまして、昨年度から動きが始まりました。昨年度に教育委員会を中心となった説明会をそれぞれの地域で行い、さらに、アンケートを実施させていただきました。それらを受けた形ですが、今年度に入りまして、夏の期間ではあったのですが、お忙しい中、お暑い中、保護者の方々、それから地域の方々にお集まりいただきまして、意見交換会を実施してまいりました。これらのことにつきましては、まず、喜多方市内の子どもの数が激減しているという現状を受けまして、これから先の喜多方市内の小中学校の適正規模適正配置については、真剣に慎重に考えていかなければならないのではないかということから始まった動きであります。先ほど言いましたように昨年度行った特にアンケート結果それから今年度行った意見交換会の結果等を受けまして、これから教育委員会として市内の適正規模適正配置に関する基本方針を定めてまいりたい。その基本方針を受けて、さらに、今度はより具体的な実施計画を定めてまいりたいと考えております。そのような中でありますが、今日お集まりいただいた委員の方々には、基本方針・実施計画策定のためにいろいろな部分からいろいろな方面からご意見等を頂戴して、子どもたちのよりよい教育環境を作っていくにはどうしたらいいのかという形で、基本方針、実施計画を真剣になって話し合っていて、教育委員会の方に御答申いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

ここで1点、ご報告を申し上げます。当審議会につきましては、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会条例に基づき設置されております。その中で、委員は25名以内で組織することとなっており、第5条第3項の規定により、審議会の開催は委員の過半数の出席が必要とされております。本日は、25名の、全員の方にご出席いただいておりますので、出席委員は過半数を超えておりますことをご報告申し上げます。委員の皆様のご紹介ですが、「別紙1」の資料にお名前を記載させていただいておりますので、こちらの資料にてご紹介に代えさせていただきます。続きまして、教育委員会職員を私のほうから紹介させていただきます。事務局ですが、自己紹介をさせていただきます。(各自自己紹介)

まず、資料の確認をさせていただきます。本審議会の次第、次に別紙1今ほど差替え致しました委員名簿、その次に適正規模適正配置審議会条例の写し、続きまして、諮問書の写し、以下、別紙が続きます。別紙2、別紙3、別紙4と続きまして、最後に別紙9-3意見交換会の結果というところまでが基本資料となります。

次に、付属資料として、冊子で、「平成30年度喜多方市の教育」、カラー刷りのもので、「喜多方市教育振興基本計画 地域を支え未来を拓く人づくりプラン（概要版）」、「公立小中学校の適正規模適正配置等に関する手引」をお配りいたしました。不足があれば、お申し出いただきたいと思ひます。なお、こちらの資料かなりの厚さになっておりまして、机上にチューブファイルをご用意させていただきました。本日からの会議資料等の綴りにご活用いただき、お持ち帰りください。

それでは、続きまして、次第の3、会長選出となります。ここで皆様にお諮りしたいと思ひますが、選出方法につきまして、どのような方法で選出すればよろしいでしょうか、お伺いをいたします。

（事務局案でと呼ぶ者あり）

事務局案という声をいただいたところでありまして。案を提示させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

事務局案といたしまして、会津大学上級准教授の清野正哉様に会長をお願いしたいと思ひております。いかがでしょうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

異議なしという声をいただきました。それでは、清野様、会長職ということで、よろしくお願ひいたします。会長席の方へご移動いただければと思ひます。

それでは、会長、ご挨拶をお願ひいたします。

○会長

私、職場が会津でございますので、会津の関係では、子ども子育て会議の会長とか子ども関係の仕事を一回り以上やっております。住んでいるところは、郡山でございます、そういう中に置きまして、よく家族からも自分の地域以外のところだと言われるんですが、私からよく言う言葉としては、子どもたち、特に世代を担う子どもたちの関係では、地域関係なく今日まで関わってきております。また、先ほどこのような立場になりまして、本市の子どもたちのためにいい方向に向ける具体的なプランが提示できる形で中立公正の会長職といたしまして、皆様のお力添えできればと思ひておりますので今後ともよろしくお願ひいたします。

○事務局

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。それでは、引き続きまして、清野会長から会長の職務代理者を指名していただくこととなります。会長から御指名をお願ひいたします。

○会長

それでは、条例に基づきまして、僭越ではございますが、私の立場から職務代理者として、4号委員の中から、駒形地区行政区長会長今井様にお願ひしたいと考えております。

○委員

はい よろしくお願ひいたします。

○事務局

会長職務代理者といたしまして、よろしくお願ひいたします。

続きまして、教育委員会から本審議会に対しまして、諮問をさせていただきます。

○教育長

喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会長 様
喜多方市立小中学校適正規模適正配置に係る基本方針及び実施計画について（諮

問)

本市にとってより望ましい教育環境の整備を図るため、公立小学校及び中学校の適正な学校規模と適正な配置に係る基本方針及び実施計画について喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議条例第1条の規定より諮問いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○会長

はい、わかりました

○事務局

それでは、ここからは、審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いいたします。

○会長

それでは、皆様、よろしくお願ひします。次第にありますように6の説明に入りたいと思います。たくさんの説明項目がありますが、進行案として、事務局に何かございますか。

○事務局

はい、本日は、説明事項が多いため、(1)～(3)を一括で、(4)(5)を一括で、最後に(6)をご説明させていただきたいと考えております。

○会長

それでは、(1)小中学校適正規模適正配置の趣旨(2)小中学校適正規模適正配置の取組の経緯、(3)小中学校の現状についてそれぞれ事務局から説明を求めたいと思います。

○事務局

(1)から(3)まで説明いたします。本日の審議会は、これまで行ってきました経緯と今後のスケジュールについて委員の皆様にご覧いただくのが大きな目的です。まず、次第にあります小中学校適正規模適正配置の趣旨についてということで、ポイントを絞って説明を申し上げます。別紙2の上段部分、1 背景ということで、小中学校適正規模適正配置に係る背景について全国的にという話で4段落で書いております。1, 2段落については、人口の減少ということで、国においても2008年をピークに人口減少の局面に入っているということです。2段落、学校が小規模であることに伴う課題がかつてよりも一層顕在化しているとの指摘がございます。3段落は学校規模の適正化です。これらの人口減少を受けまして国が示す学校規模の標準等を参考にしながらそれぞれの地域の実情に応じて学校規模の適正化に取り組んできた地域もある一方、様々な事業から検討が進んでいない地域もあるとしております。4段落目につきましては、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であるとの認識が広がってきているということで、学校教育の在り方、学校規模について各市町村が主体的に検討することが求められています。全国的な流れ、減少、そして今、市町村が検討すべきことということでまとめました。大きな2番として、適正規模適正配置の趣旨になります。まず、義務教育での学校の役割、2段落目は教育の充実のためということで、3段落目は趣旨のまとめということで記載しました。趣旨については、2段落目からちょっと読まさせていただきます。「そうした教育をより充実して行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。しかし、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでな

く、防災や地域コミュニティなどと密接な関係があります。このようなことから、適正規模適正配置は、児童生徒の教育条件の改善を図る観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うとともに、学校と地域の関わり方も含め、保護者と地域住民との共通理解を図りながら検討し、進めていく必要がある」とまとめました。3として、学級編制及び学級の規模等について、国で示しているものを表にまとめました。2ページの一番上ですが、標準的な学級編制、学校の規模ということで、いろいろな関連法律があります。これによって、(1)学級の編制として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、標準法と略して言われている法律ですが、小学校は、1学級の児童生徒数は、40人となっており41人になると、2学級になるという法令です。次の段ですが、二の学年の児童で編制する学級は、1年生を含む場合は、8人です。しかし、通常の児童生徒数は、16人以下の場合は複式とすることになっております。通常学級は、1年生においては、35人までで編制することになっております。中学校は40人で編制するということになっております。中学校の複式学級については、8人以下の場合となります。そこで、下の②をみていただきたいと思います。福島県教育委員会の学級の編制基準ということで、実は、これらの法令において、都道府県の教育委員会は、必要があると認める場合、①に示す1学級の児童又は生徒の数より下回る数を基準として定めることができるとなっています。これをうけまして、福島県教育委員会では下の表の児童生徒数を基準としています。喜多方市は、この福島県教育委員会の編制基準をもとに学級編制を行っているところです。上と比較して見ていただきますと、少人数の教育に力を入れて全国でも屈指の早さでこの人数を選択して実施したのが福島県です。小学校の場合、例えば1,2年生は、30人学級をしますということです。31人になると2学級になるという法令です。続いて、3～6年生については、30人程度とうことで、福島県は示しています。通常33名ということで、34人になると、2学級になるといったことを示しているわけです。しかし、これも市町村の実情、現状によって、33人から下回ることはダメなんです、34人、35人でも1学級として、程度ですので、市町村が選択することができるということになっています。複式学級については、同じです。中学校は、同じく1年生は30人学級、2,3年生は33人程度学級という編制をしています。3ページに参ります。学校の規模ということで、(2)の表があります。これは、学校教育法施行規則等の法令に基づく分類です。このような過小規模校、小規模校、標準規模校、大規模校、課題規模校に分かれています、喜多方市には、大規模校はございません。標準規模校が小学校が3校、中学校1校、過小規模校については、複式学級が含まれている小学校については、6校となっており、それ以外は小規模校となっております。(3)通学距離ですが、これもいろいろな法令等で触れております。小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内、これは法令としてのっておりますが、全国の小学校中学校はこれ以上になっているのが現状です。以上ここまでが適正規模適正配置の趣旨でございます。続きまして、今までの本市におけ

る適正規模適正配置の取組の経緯については、平成18年度から庁内検討委員会を立ち上げました。小中学校及び市立幼稚園の小規模化が進行してまいりましたので、これらについての基本的な考え方を整理した庁内検討委員会が立ち上がっております。翌19年度には、前年度に整理しました基本的な考え方をもとに、教育的な視点から調査研究を行って「喜多方市立小・中学校適正配置等に関する提言」をとりまとめ、当時の市長に提出しております。提言の概要については、記載のとおりです。これを受けまして、21年度から23年度にかけて配置の実施が行われました。次の2ページをご覧ください。平成19年の4月に高郷地区で3校を廃止して新たに高郷小学校を開校いたしました。これは、合併前の旧高郷村において実施されました。続いて21年の4月に山都第三小学校が山都第一小学校に統合、翌22年の4月に山都第一小学校、山都第二小学校廃止し、新たに山都小学校を開校。翌23年4月、岩月小学校、入田付小学校を廃止し、新たに第三小学校を開校した。この流れが21年から23年までの流れでございます。その後、26年から28年までの3年間ですが、国の動向を注視することとして、検討委員会での検討を一時中断いたしました。中身は記載のとおりでございますが、教育委員会制度の改革、義務教育学校などの新しい学校の設置、コミュニティスクール等などいろいろな事が出てきたものですから、一時中止したものでございます。平成29年度は、国から教育委員会制度の改革や新たな学校の制度、適正規模適正配置に関する手引が示されましたので、それをうけて今後の進め方について検討を再開したところでございます。先ほど教育長からもございましたが、中学校区の7校区におじゃまして、適正規模適正配置に関する基本的な内容を説明申し上げたところです。同時に保護者、地域住民の皆様アンケートの調査を実施いたしました。今年度、これらを受けまして、アンケート結果を報告し、庁内検討委員会の実施、保護者意見交換会、地域意見交換会の実施したところです。ここまでが(2)取組の経緯です。最後に、別紙4 小中学校の現状ということで、グレーに染まっているところが、複式学級を示してございます。6校8学級の複式学級となっております。これが今の現状、人数でございます。2ページをご覧ください。中学校の人数、学級数です。これらは今年度5月1日現在の数値です。先ほど訂正させていただきました2、3ページは教職員の配置の現状ということで5月1日現在の数値となります。4ページは学級数、児童生徒数の推移です。平成20年度から30年度までということで、真ん中に25年度を入れましたが、網掛けとなっている増減率につきましては、平成20年度と30年度を比較した数値となります。これだけの人数が10年間で減とみていただければと思います。最後は、喜多方市の小学校中学校の位置図ということで、今後2回目以降の審議会が必要になってくるかなということで用意をさせていただきました。大きく喜多方市の地図ですが、実線で区切らせていただいたところが、合併前の5市町村の地図です。学校名等ご覧いただければと思います。以上、(1)～(3)について説明いたしました。

○会長

何かお気づきの点とか何かありましたらお願いします。特に、現時点でなけ

れば、事務局からご説明続けていただければと思います。(4) 適正規模適正配置の取組の基本的な進め方、(5) 基本方針に記載する内容(項目)について事務局から説明を求めたいと思います。

○事務局

まず別紙5をご覧ください。まず、「はじめに」のところですが、カラー刷りの「喜多方市教育振興基本計画」において、平成29年度から今後10年間の「地域を支え未来を拓く人づくりプラン」を策定しております。この基本計画は、「自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、たくましく生きる喜多方人の育成」を基本理念として、学校教育の基本目標である「全ての子どもの生きる力を育む」の実現をめざして作成したものであります。この実現に向けて、今後予想される人口減少と少子化の進行が予測される状況下において、子どもたちにとってより望ましい学習環境を目指した教育的な視点で市域全体について検討を進めるものとし、小中学校適正規模適正配置の基本的な進め方として最初に書かせていただいたものです。2番の基本的な考え方をご覧ください。まず、(1)として、基本方針(2)基本計画この2つを策定することを基本的に進めるとご理解いただきたいと思います。まず、基本方針ですが、「保護者や地域住民等の意見・要望等を踏まえ、活力ある学校づくりに向けて教育委員会としての理念や基本的な考え方、方向性、取組の進め方等を整理し基本方針を策定する。」としております。今後の審議会において、委員の皆様から調整審議をお願いしたいと考えております。実施計画ですが、その基本方針に基づきまして、地域の実情を踏まえながら、具体的な取組とその進め方、課題やその対応策等を検討し整理したうえで、実施計画を策定することを予定しています。3として、基本方針及び実施計画策定の流れですが、2ページをお開きください。資料を事前にご覧になった方も多いかと思いますが、「基本的な流れ」とかいてあります図があると思います。大雑把な計画を示しておりますが、この図をもとに説明いたします。審議会は本日から開催ということになりますが、この夏には、保護者住民との意見交換会を行いました。こちらの方は基本方針策定のためにご意見を頂戴しました。今後ですが、審議会においてご意見を頂戴し、基本方針の策定を来年度の前半をめどに行い、8月には基本方針の決定をお願いしたいと考えております。2019年度になりますが、基本方針の後、実施計画の作成という作業に入っていきます。これが出来あがるのが年度をまたいで2020年度前半になるのではないかと考えております。そのあと、各地域との住民の方々、保護者の方々、学校関係者との協議もしていく予定ですが、その協議の中で、皆様方にご意見を頂戴しながらよりよい計画を決定していきたいと考えております。引き続き、2021年度は、実施に向けた準備となっておりますが、各地域ごとに実施計画を策定していくことを予定しています。そこで、御了解いただいたとしても、手続き等があります。例えば、現在の学校から新しい学校に変わる場合は条例の改正という作業があります。教職員の場合は、県費負担教職員ですので、福島県教育委員会との協議も必要になってまいります。新しい学校を作ることになりますと、教育計画を新しくすると様々な準備が必要となってきます。それが、2021年度末までということにな

ります。ですから、早くても実施は2022年度以降「(平成34年度)からという時期を想定しております。ただ、図にもありますように協議の継続が必要になった場合は、私が今申し上げた形でない場合も考えられるということです。次に、3ページになりますが、審議会に特化したことで説明いたします。本日の審議会が2018年11月開催ということで、先ほど会長様に諮問させていただきました。先ほどから基本的事項としてこれまでの経緯と今後のスケジュールを説明させていただいているところです。2月には、第2回審議会として、基本方針案について事務局からご提案させていただきますので、委員の皆様には審議をお願いいたします。4月の第3回審議会でも最終案を御了解いただく予定であります。ここで、決定といかない理由として、6月にパブリックコメントを行う予定です。これは、ホームページにおいて、市民の方々、それ以外の方々からも意見を頂戴するといったやり方です。この方法で、意見をいただき、またその意見等を踏まえた内容で最終的な案を作るとなりますと、基本方針の決定は8月になるものと思っております。このあと、実施計画の策定に場は移りますが、10月に第5回審議会、11月に第6回審議会、1月に第7回の審議会を経て2月に実施計画(案)の決定をしたいと考えております。引き続き2020年度になりましたら、実施計画(案)をもとに、地域への説明を行う予定です。こちらについては、どのような形になるのか私どもに青写真はありませんのでこれから皆さま方にご意見を頂戴するという形になりますが、随時地域ごとの実施計画をご提案し、この審議会でも地域別の実施計画を決定していきたいと考えております。そして、当該地区の実施計画について答申をいただくのが2020年度からとなります。結論が出ない場合は2021年度以降も継続審議ということになりますが、いろんな準備期間を経て2022年度から適正配置の実施予定しているところです。

引き続き別紙6をご覧ください。基本方針の骨組みになります記載項目(案)についてそこに書かせていただいております。1 基本方針の策定にあたって、基本方針策定の趣旨、経過、これまでの取組等について記載する。2 本市の小中学校の現状、学校数、児童生徒数及び学校規模の現状とこれまでの推移、今後の見通し等について記載する。3 本市が目指す学校教育と教育環境面での課題、本市が目指す学校教育、本市の小中学校の現状と今後の見通しからの課題を記載する。4 適正規模適正配置の基本的な考え方、適正規模適正配置の基本的な考え方、地域性の考慮、通学手段への配慮等実施計画作成に向けた基本的な考え方について記載する。5 適正規模適正配置の進め方、適正規模適正配置推進の手順、方法等を記載する。以上5点を記載項目案として、事務局が考えているところです。

○会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から、別紙(4)、(5)について事務局より説明がありましたが、委員の皆様から御意見や御質問はありますか。

○委員

慶徳には慶徳小学校が唯一の小中学校としてあるわけなんです、ご覧いただければ分かるように既に複式学級が発生しています。そういった状況で、説明会は先の話なので、基本的な単位はどうなってるのか、地域別と言うことはおっしゃっていますが、複式学級があり、将来の統合ということも考えるべきと思うが、地

域別の検討とは、どの単位で行われるのかお尋ねしたいと思います。

○事務局

今ほどの単位とは、エリアのことと理解してよろしいでしょうか。

○委員

はい

○事務局

どことどこがくつつくということも含めまして、実施計画作成のところ、反映されるのではないかと考えておりますが、例えば、第一中学校学区で、と想定しているわけではありませので、今後、基本方針が策定された後に、その基本方針に基づいて、必要な場合は、どのような組み合わせが考えられるのか、統合が行われるならばこのような形でと提案されるものと考えております。必ずしも統合ありきではないとご理解いただきたいと思ひます。

○委員

確認なんです、今ある学校単位での説明会ではない可能性もあるということでしょうか。

○事務局

はい、今ある学校単位ではないこともあるということでございます。

○委員

別紙5の3ページに基本方針策定のところのパブリックコメントについてですが、ホームページ上で意見を収集するとおっしゃっていたんですが、スマートフォンが普及しているので、気軽にホームページを見る環境にあるとは思いますが、そうじゃない方もいらっしゃると思うんです。1つのツールとして今現在どれくらい意見数があがっていて、今後それを取り入れて活用していくということで、どれくらいの意見が見込まれると考えていらっしゃるか教えてほしいと思ひます。

○事務局

パブリックコメントにつきましては、内容、事業、施策等によりまして全く異なるところがござひます。多ければ多いほどと考えています。また、パブリックコメントをするという周知も必要になってくると思ひます。そのため、今このくらいの数が必要だと数については考えてはござひません。貴重なご意見を10個でも20個でもいただければと思ひております。

○委員

ということは、ホームページというのは1つの方法であって、他の方法でも集めるということでしょうか。

○事務局

パブリックコメントにつきましては、ホームページ上での掲載もありますが、支所等において、紙媒体での意見をいただくことも考えております。

○教育部参事

パブリックコメントについて補足をさせていただきます。パブリックコメントは、全国各地の自治体で取り組むことになっております。行政において、条例だとか、重要な施策、計画を決定する際には、最終的な案を公表しまして、市民の方々にお知らせをしたうえで、意見を募るといふ制度でござひます。これについては、喜多方市は合併直後に制度として確立してありますので、そのような取り組みをいろんな大きな計画をつくる際だとか条例を制定する際には必ずやることになっております。手法としましては、広く案について市民の皆様にお知らせする必要がござひますので、ホームページということがありますが、さらに市役所本庁舎、支所に紙ベースで備え付けて、市民の方がきて、自由にご覧いただけるような体制もとってまいります。市民の方々から意見をお寄せいただくということ、方法はいろいろありますが、郵送で送っていただいたり、メールでもって意見をお

ております。そういうことを含めたうえで考えていかなければならないなと思っています。10年、20年、30年先を見据えて、どういう学校がこの地域にあったらいいのかを考えたうえで、基本方針を考えていきたいと思えます。

○事務局

説明が足りなかったもので、ここで、補足します。

別紙5の2ページをご覧いただきたいと思えます。5の推進体制につきまして、説明が抜けてしまいましたので、簡単にご説明申し上げます。今後の会議等4つ記載させていただいております。(1)は、喜多方市立小中学校適正配置等庁内検討委員会は、市役所内関係部長による組織を設けまして、小中学校適正規模適正配置に係る基本方針案及び実施計画案などに関して検討する案件の整理調整で他の課とも調整をしていく予定であります。検討委員会幹事会については、庁内関係課長により構成する幹事会において、小中学校適正規模適正配置に係る基本方針案及び実施計画案等の検討を行う予定です。(2)は、教育委員の方々をお願いしている教育委員の会議です。ここでは、基本方針案及び実施計画案等について審議会で答申をいただいたものを踏まえて基本方針、実施計画として決定するとなっております。最終決定は教育委員会ということでご理解いただきたいと思えます。続いて(3)の総合教育会議ですが、市長、教育長、教育委員で構成する総合教育会議ということになります。教育委員会だけでなく、市長も交えて基本方針案及び実施計画案等について、協議・調整を行うこととしています。(4)は現在行っております審議会となりますが、これらの会議でもって推進していくこととなります。

○委員

松山町の場合、小学校の場合は、自由学区となるのか、同じ行政区の中でも松山小学校じゃないところに行ってる子どももいるわけです。結構の人数なんです。そうなりますと、人気校に集中するというか、松山小学校に行かないケースが多いんです。うちの部落でも子ども二人のうち、一人は違う学校に行っている。子どもは将来地域を支えるわけですから、区長会などで分かるんですが、町民運動会、交通安全関係、民生委員の活動なども地域全体としての取組ができないことがあります。ですから、松山町は松山小学校に行く学区的な見直しを図るべきと考えているんです。これは、適正規模適正配置に関連することだと思えますので、学区制についてははっきりしていくべきだと思うんです。基本方針の検討事項に入れていただきたいと思うんです。

○事務局

私どもが松山にお邪魔した際にもご意見を伺いました。同じ町なのに違う学校に行くというのは他にもあります。松山町だけではないんですが、住所によってもともと分けてたところなんです。そこに振興住宅街ができて、そのまま住所をおってやっているものですから、そのような状態になっている部分もあります。学区の見直しについては、この後ご説明させていただきますが、各地域等でも意見がありました。これも、基本方針の中で明記するか、実施計画の中で明記するか皆様の御意見をいただきながら策定に向けていきたいと思えますが、学区についての見直しも検討の1つだと考えております。

○会長

続きまして、(6)地域説明会・アンケート調査及び意見交換会の結果について

事務局から説明を求めます。

○事務局

別紙7, 8, 9を用いて(6)地域説明会・アンケート調査及び意見交換会の結果について説明をいたします。別紙7の地域説明会につきましては、平成29年9月25日から10月6日にかけて、7中学校区ごとに、地域住民や保護者を対象に実施いたしました。2ページの総括の後に、説明をさせていただいた後にいただいたご意見をまとめてありますが、簡単に項目だけ申し上げますと、(1)現状維持(2)何らかの対策が必要(3)市の取組への要望(4)その他という4つのまとめとじています。説明会においても、たくさんの意見を頂戴したところでもあります。その際に、アンケートを取っております。別紙8-1, 2、になりますが、地域説明会の時だけでなく、各小中学校の保護者の方にアンケートをお願いしました。また、市役所本庁舎・総合支所・各公民館にアンケート用紙を設置し、回収いたしました。アンケートの項目は別紙8-1の10ページになりますが、この項目でアンケートを取りました。アンケート結果については、1ページ目のアンケート結果のまとめを読み上げますが、全体的な傾向としては、小学校については、対策を考える「必要がある」、中学校については、「必要がない」が多く、小中学校ともに「分からない」という回答も多いという回答結果でした。中学校区ごとのまとめとしては、第一中学校区、第二中学校区、第三中学校区、塩川中学校区では、小学校についての対策の必要があるが多く、中学校については、必要がないが多い結果でした。会北中学校区、山都中学校区、高郷中学校区では、小・中学校ともに対策の必要があるが多い結果でした。

続いて別紙9につきましては、今年度行いました保護者・地域意見交換会の結果についてまとめたものです。まず、別紙9-1ですが保護者意見交換会の結果となります。先ほどから何度も申し上げておりますが、小中学校適正規模適正配置に係る基本方針及び実施計画策定の参考とするために、将来の小中学校の在り方等について、未就学児や小中学校の保護者の考えや意見を把握することを目的として実施したものです。7月25日から中学校区ごとに7回開催させていただきました。保護者意見交換会の実施にあたりましては、事前に各小中学校において、保護者による話し合いの場を設けていただき、意見を取りまとめたうえで、各校の役員の方々にご参集いただいて保護者の代表者にそれら意見を持ち寄っていただいて意見交換会を実施したものです。2ページに総括としてまとめましたが、少人数教育の充実と現状の継続、新たな学校スタイル、子どもの意見の尊重、地域との関わり、部活動の多様性、その他となっております。5ページをご覧ください。引き続き行いました地域意見交換会についてまとめたものです。地域意見交換会は、全ての小学校区ごとの地域住民を対象に、全17小学校区で開催しました。熱塩小学校区、加納小学校区は同時開催としたため、計16回の地域意見交換会を実施したものです。こちらについても、6ページに総括として、まとめましたが、地域と学校の在り方、少人数教育の充実と現状の維持、小中一貫教育の実施、部活動の多様性、学区の見直し、その他としたものです。皆様の意見の参考にいただければと思っております。別紙9-2は各会場でだされまいし全ての

意見であります。別紙9-3については、各学校ごとのPTAの意見となります。

○会長

ただ今、(6)について事務局より説明がありました。質問や意見はありませんか。

○委員

今、学校の説明会の状況を説明いただいたんですが、私も資料を送っていただきまして見させていただきました。その中で、中学校区の説明会があった時に、中学校でこれだけの人数とびっくり致しました。中学校区ということは、小学校の保護者も関係するわけで、また、小学校で行った時の人数も少ないような気がしました。今年の意見交換会も少なくびっくりしました。もう少しPRをした方が良かったのではないかと思います。市からのお便りにもものっていました。みんなに話しましたが、参加した方は少なかったんです。その中でも、小さいままでもメリットデメリットがあるし、統合してもメリットデメリットがあり、どちらがよいと判断できない、決められないという声もあつたんです。子どもたちのために何ができるのか、考えていかなければと思います。あまりにも少ないと切磋琢磨できないような気がします。もっと親御さんだけでなく、地域全体にみんなで考えていきましょうと言っていかなければならないと感じています。子どものことを考えると、将来を担う子どもたちにとって、いろんなことを体験したり、いろんな環境の中で、人間的に育ってほしいと思うので、そういう環境づくりのための学校や地域の在り方を地域みんなで考えなくちゃいけない。だから、話し合う場が必要と思っています。いい方法ないのかな、PRが必要かなと思います。

○委員

先ほどのパブリックコメントと絡むんですが、教育委員会としてパブリックコメントを集めたいというお話で、関係各位の組織が作りますとのお話がありました。市という組織があるんで、例えば、教育委員会という小さな枠ではなくて、喜多方市役所として考えて市民部、総務部、産業部もあるんですが、そういう人たちを絡ませてパブリックコメント募集するという事は可能でしょうか。

○教育部長

パブリックコメントをするのに、教育委員会だけでなく、産業部であったり、市民部であったり、部を絡ませてというお話なんですが、パブリックコメント自体は、市全体として市民の皆さんに意見を伺うという仕組みになっています。関係部が関わるのは庁内で適正規模適正配置に対してこれから検討を行う基本方針、実施計画案について全ての部署が入って検討したもの、揉んだものを審議会の皆さんにご提示するという流れになっています。庁内では全体的に意見聴取を行うことになっています。

○委員

今ほど、熊倉の区長様からもありましたが、回覧板で回しても、説明会では区の役員しか出てこないという現実があります。別紙8-1の回収状況というところで、保護者以外の住民64名の意見があるんですが、全体が1193名ですので、5%ほどです。ですから、5%ほどの意見しか集まらないんです。もちろん、公民館とか各出先の役所でアンケートも出すんでしょうけど、気づかないです。本気で意見をもらいたいのであれば、各部署を巻き込むのも手段かなと思います。ほとんどの方が俺たち関係ないと思っていると思います。でも、市の宝だと掲げて

るんであれば、せつかく市役所という組織であれば、巻き込むのも1つの手段ではという意見です。

○教育部長

意見をいただくうえで、具体的に巻き込むというと、これまで教育委員会が住民の皆様へ声をかけていたけれども、産業部が農協さんをとおして声をかけるというイメージであれば関係団体として加わってきていいのかなと考えております。意見をできるだけいただく方法として、昨年度の反省点を踏まえてということなんですが保護者同士で話がしたいという声がありましたので、今回のような形で工夫・改善されたところもあります。今後も検討していくこと、実施計画では具体的に学校名とかどうするという手法が出てきますので、その時点でも地域に入ってできるだけ意見をいただく手法を検討していきたいと思っております。

○委員

基本方針・実施計画を作成する中で、義務教育といっても、実際に学校に通えていない子の現状ですとか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが毎日フル稼働している現状などを踏まえて、統合という人数が多くなる学校ばかりでいいのか、一人一人子どもたちを見て、考えてほしいということと、これまでの現状、これからの推移というのは、数字上だけという印象なんですが、今、子どもたちが、それぞれの学校で、地域でどんな風に学んでいるのか会長さんをはじめ、教育委員会の方、皆さんに現状を実際に見ていただいて、それぞれの学校のいいところ、悪いところを皆さんに書類上だけでなく、皆さんにきちんと把握して基本方針等の検討をしてほしいと思っております。よろしくお願ひします。

○事務局

今回の事業は学校教育課が中心でやらせていただいております。学校教育課は学校籍のものが多いんです。週に何回も学校に行っております。今ご提案ありました委員の皆様にも見ていただく機会があればと思いますが、例えば、不登校の現状であるとか、特別支援についても中心に据えて考えてほしいということもありました。これらの事も一緒に考えてまいりたいと思っております。

○委員

別紙9-1の地域意見交換会の総括にある地域と学校の有り方にあるように、学校があつて地域があると思つているので、残してほしい。学区外通学が許可されたとはいえ、他校に通うことになったことで地域に子どもが少なくなつていふ意見がありますが、私のいる地区は駒形小学校で78名の児童数なんですが、過去に減少と言ふ時期もありました。次のページの学区の見直し③塩川小学校の一部児童を堂島小、駒形小、姥堂小それぞれに振り分けてはどうか。学区を元に戻すという考えもあるという意見が出てますね。学区についてもじっくり考えていきたいです。また、塩川小学校は教室が足りなくなつていふ、どんどん増えるということも聞きますと、難しいと思ふんですが、地域の方も学校があつて地域があるんだといつておりますし、駒形地区では運動会を地区と学校が合同でやつていふので、5年後か10年後ということについて、しっかりと実施にあつては検討していかなければならないと思ふます。教育委員会だけでなく、行政、関係団体等も踏まえて大事に取り扱つていかなければならないと思つております。

○委員

今、適正規模適正配置の基本方針について話をしているわけですが、それももちろん大切で。私事で恐縮ですが、福島県と神奈川県川崎市、千葉県松戸市、柏

市、東京東久留米、東村山で小学校の経験をいたしました。その中で地元の小学校を見た時に、教育環境が貧しいと感じました。例えば、図書館とかいろいろな体験ができるスポーツだけでなく施設などがあってもいいのではないかなと思っています。そういう環境を含めて学校を考えた時に、1つの学校と区切らないで、大きく見直してもいいんじゃないかな。例えば、関柴と熊倉の合同の催しがあって、それぞれに交流を深めてもいいのではないかなと思います。あと、子どもたちにもっといろいろな体験をさせたい。例えば、地域に子どもの学ぶ場がもっとあったり、体験できるもっと施設があったらいいなと思います。また、子どもがいきいきといろんなことにチャレンジしたり、体験したり、学んだり学校に関係しない、自然学校があってもいいと思います。適性以外にも枠をこえたものができたらいいなと思います。

○会長

委員の皆様には置かれましては、事務局が学校教育課でございますので、直接お尋ねすることは可能ですよね。(はい) 直接ご質問等していただければと思います。本日、様々なご意見等が出たり、考えを新たに抱かれた方もいらっしゃると思います。また、他の代表の方のご意見を聞くことによって、新たな気づきがあったと思いますので、次回には、具体的な方向性が1つ示されると思いますので、その時に、改めて委員の皆様の方からご指摘いただければと思っています。私からいくつか申し上げます。先ほどパブリックコメントの件がありましたが、国の行政手続法に基づく形で、具体的な対応がなされていると思います。先ほど二人の委員からありましたように、パブリックコメントの捉え方は、どのような形でお示していくのか、具体的に意見が出た時に、それをどういう形でお答をされるのが重要でないかと思っています。それと制度的な問題があると思って聞いておりました。それは教育委員会と市長部局との関係のところ、制度的な垣根があるのかもしれませんが、藪内委員からもありましたが、子どもの問題が、今後の産業政策とか、今後の市の方向性に大きくかかわってくるテーマでもあるので、こういった視点から。事務局に置かれましては、関係部局へ何らかの形で情報提供するなり、PRに努めたり、市民の皆さんへの周知徹底も図っていただきたいと思っています。基本方針の策定については、実は、藪内委員からも指摘がありましたが、考え方いわゆる哲学も含めて、そうしたことが盛り込まれていく、具体的には、法律案とか条例案でもそうですが、そういった哲学的な考えが基本方針の中に、言葉として具体化されていくと思われまますので、いずれ事務局から案が示された時には、言葉のなかみ、どういった背景があり、どういう形で施策につながっていくのか示されていくのかご関心を持っていただければと思います。

他に、ございませんか。それでは、これまでの説明で、本市が取り組む適正規模適正配置の現在までの取組みについて委員の皆様も十分理解できたと思います。次回、基本方針案が示されるということですので、委員の皆様からいろんな形で審議していただければと思っています。また、お気づきの点は、この場では言えないこと等直接学校教育課の方にお尋ねいただければと思っています。以上で、事務局に進行をお返しいたします。よろしく申し上げます。

○事務局

長時間にわたり、清野会長様には議事進行をお務めいただきありがとうございました。最後に、その他といたしまして、諸連絡でございます。次回の審議会開催予定についてでございますが、来年平成 31 年 2 月 13 日(水)、ここ大会議室で開催したいと考えております。内容は、基本方針(案)についての審議となります。以上で、第 1 回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会を終了いたします。